

令和3年 第2回 飯塚市議会定例会 議案

議案番号	件名	摘要	ページ
4	令和2年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)		
5	令和3年度 飯塚市一般会計予算		
6	令和3年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算		
7	令和3年度 飯塚市介護保険特別会計予算		
8	令和3年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算		
9	令和3年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算		
10	令和3年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算		
11	令和3年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算		
12	令和3年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算		
13	令和3年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算		
14	令和3年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算		
15	令和3年度 飯塚市学校給食事業特別会計予算		
16	令和3年度 飯塚市水道事業会計予算		
17	令和3年度 飯塚市工業用水道事業会計予算		
18	令和3年度 飯塚市下水道事業会計予算		

議案番号	件名	摘要	ページ
19	令和3年度 飯塚市立病院事業会計予算		
20	飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例		5
21	飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例		7
22	飯塚市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例		9
23	飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		11
24	新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する飯塚市職員の特殊勤務手当に関する条例		15
25	飯塚市企業版ふるさと応援基金条例		17
26	飯塚市手話言語条例		19
27	飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例		22
28	飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例		24
29	飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例		33
30	飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例		44
31	市道路線の認定		48
32	公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること		
33	教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること		

議案番号	件名	摘要	ページ
34	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること		
35	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること		
36	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること		
37	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること		
38	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること		
39	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること		
40	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること		
41	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること		
42	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること		
43	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること		
44	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること		
45	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること		
報告 第2号	専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(市営住宅使用料等請求事件))		50
報告 第3号	令和元年度児童虐待に関する状況の報告		51

飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

鯉田出張所の移転に伴い関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

飯塚市支所及び出張所設置条例(平成18年飯塚市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「鯉田1373番地」を「鯉田1358番地1」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。
(飯塚市公告式条例の一部改正)
- 2 飯塚市公告式条例(平成18年飯塚市条例第3号)の一部を次のように改正する。
別表中「鯉田1373番地」を「鯉田1358番地1」に改める。

飯塚市支所及び出張所設置条例 資料(新旧対照表)

新			旧		
(名称、位置及び所管区域) 第2条 支所及び出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			(名称、位置及び所管区域) 第2条 支所及び出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
飯塚市鯨田出張所	飯塚市鯨田1358番地1	鯨田	飯塚市鯨田出張所	飯塚市鯨田1373番地	鯨田
飯塚市公告式条例(附則第2項関係) 別表(第2条関係)			飯塚市公告式条例(附則第2項関係) 別表(第2条関係)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
飯塚市鯨田出張所	飯塚市鯨田1358番地1		飯塚市鯨田出張所	飯塚市鯨田1373番地	
附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。 (飯塚市公告式条例の一部改正) 2 飯塚市公告式条例(平成18年飯塚市条例第3号)の一部を次のように改正する。 (略)					

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

学校跡地等の売却にあたり、公募型プロポーザル方式による売却相手方の選定について審議及び審査をさせるため、本案を提出するものである。

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部飯塚市行政評価委員会の項の次に次のように加える。

飯塚市学校跡地・跡施設売却に係る事業者選定委員会	学校跡地・跡施設の売却に関して公募型プロポーザル方式による売却相手方の選定について審議及び審査すること。
--------------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市附属機関の設置に関する条例 資料(新旧対照表)

新			旧		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
	飯塚市行政評価委員会	効果的で効率的な行政運営に関して審議及び評価すること。		飯塚市行政評価委員会	効果的で効率的な行政運営に関して審議及び評価すること。
	飯塚市学校跡地・跡施設売却に係る事業者選定委員会	学校跡地・跡施設の売却に関して公募型プロポーザル方式による売却相手方の選定について審議及び審査すること。			
	(略)	(略)		(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)	教育委員会	(略)	(略)
<p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>					

飯塚市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例

飯塚市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第161条第2項の規定に基づき、定めている副市長の定数を2人以内に改正するため、本案を提出するものである。

飯塚市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例

飯塚市副市長の定数を定める条例(平成19年飯塚市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「1人」を「2人以内」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

飯塚市副市長の定数を定める条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(定数) 第2条 副市長の定数は、<u>2人以内</u>とする。 附 則 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>(定数) 第2条 副市長の定数は、<u>1人</u>とする。</p>

飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)が改正され、国家公務員の期末手当の改定が行われたので、これを参考にして本市職員の期末手当を改定するため、本案を提出するものである。

飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第26条第2項及び第3項中「6月に支給する場合には100分の130、12月に支給にする場合には100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成18年飯塚市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項ただし書中「100分の130」を「100分の127.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(飯塚市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

3 飯塚市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「100分の130」を「100分の127.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(飯塚市企業管理者の給与に関する条例の一部改正)

- 4 飯塚市企業管理者の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「100分の130」を「100分の127.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

飯塚市職員の給与に関する条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(期末手当) 第26条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p>	<p>(期末手当) 第26条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給にする場合には100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給にする場合には100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p>
<p>飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(附則第2項関係) (期末手当) 第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合には、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合には、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(附則第2項関係) (期末手当) 第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合には、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合には、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
<p>飯塚市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(附則第3項関係) (期末手当) 第7条 特別職の職員の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合には、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合には、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>飯塚市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(附則第3項関係) (期末手当) 第7条 特別職の職員の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合には、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合には、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>飯塚市企業管理者の給与に関する条例(附則第4項関係) (期末手当) 第7条 企業管理者の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて</p>	<p>飯塚市企業管理者の給与に関する条例(附則第4項関係) (期末手当) 第7条 企業管理者の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて</p>

<p>得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合には、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合には、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p>	<p>得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合には、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合には、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。 (飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)</p> <p>2 飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成18年飯塚市条例第38号)の一部を次のように改正する。 (略) (飯塚市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)</p> <p>3 飯塚市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第41号)の一部を次のように改正する。 (略) (飯塚市企業管理者の給与に関する条例の一部改正)</p> <p>4 飯塚市企業管理者の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第43号)の一部を次のように改正する。 (略)</p>	

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に
従事する飯塚市職員の特殊勤務手当に関する条例

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する飯塚市職員の特殊勤務手当に関する条例を次のように定める。

令和3年3月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策により生じた事態に対処するため市が行う業務において、患者やその疑いのある者に接して行う作業が発生した際に、これに従事した職員に対して手当を支給するため、本案を提出するものである。

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に
従事する飯塚市職員の特殊勤務手当に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)第17条第2項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)により生じた事態に対処するための作業に従事する飯塚市職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給の方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(特殊勤務手当の種類)

第2条 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の種類は、防疫等作業手当とする。

(防疫等作業手当)

第3条 防疫等作業手当は、職員が新型コロナウイルス感染症の患者若しくは当該感染症の疑いのある者に対して行う作業又はこれに準ずる作業であって規則で定めるものに従事したときに支給する。

2 防疫等作業手当の額は、1日につき、4,000円を超えない範囲内で規則に定める額とする。

3 防疫等作業手当の支給方法は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

飯塚市企業版ふるさと応援基金条例

飯塚市企業版ふるさと応援基金条例を次のように定める。

令和3年3月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

本市を応援したいという思いを持って寄附された企業からのふるさと応援寄附金について、寄附企業の思いを反映したまち・ひと・しごと創生事業に活用し、魅力あるまちづくりを推進することを目的として、飯塚市企業版ふるさと応援基金を設置するため、本案を提出するものである。

飯塚市企業版ふるさと応援基金条例

(設置)

第1条 飯塚市を応援したいという思いを持って寄附された企業からのふるさと応援寄附金を管理し、寄附企業の思いを反映したまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充て、もって本市の魅力あるまちづくりを推進するため、飯塚市企業版ふるさと応援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 予算に定める額
- (2) 前号の基金の運用により生ずる収益

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によ

り保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金の設置目的を達成するために必要な経費及び寄附金の受入れに関連して必要な経費(以下「必要経費」という。)に充てることができる。

2 前項の規定により支出してなお剰余金があるときは、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、必要経費の財源に充てるときに限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(基金台帳)

第7条 基金は、台帳に記載し、常にその状況を明確にしなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市手話言語条例

飯塚市手話言語条例を次のように定める。

令和3年3月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにし、総合的かつ計画的に手話に関する施策を推進し、障がいのある人もない人もともにいきいきと暮らせる共生のまちづくりを実現することを目的として、本案を提出するものである。

飯塚市手話言語条例

言語は、お互いの意思や感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきました。手話は、手や指、体の動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ、日本語とは異なる言語です。手話は、ろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、意思疎通を図るために必要な言語であり、大切な情報の獲得とコミュニケーションの手段として守られてきました。

しかしながら、これまで手話が言語として社会的に認知されてこなかったことや手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことから、ろう者は、必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることも十分にできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や平成23年に改正された障害者基本法(昭和45年法律第84号)において、手話が言語として位置付けられたものの、手話に対する理解が十分に広がっているとは言えません。

これを踏まえ、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を広め、

全ての市民等が地域で支え合い、もって障がいのある人もない人もともに尊重し合う共生社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるという認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにし、総合的かつ計画的に手話に関する施策を推進し、もって障がいのある人もない人もともにいきいきと暮らせる共生のまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (2) 市民等 市内に住所又は居所を有する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市内に存する学校に在学する者をいう。
- (3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、ろう者が自立した生活を営み、地域における社会参加を進めるために、ろう者が手話により情報を得る権利を有することを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関して必要な施策を策定し、実施するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、手話に対する理解を深めるとともに、第7条第1項各号に掲げる市の施策(次項及び次条において「市の施策」という。)に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者は、市の施策に協力するとともに、手話や手話の意義の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、市の施策に協力するよう努めるとともに、ろう者を雇用するときは、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の実施)

第7条 市は、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及びその普及に関する施策
- (2) 手話により情報を得る機会の拡大に関する施策
- (3) 手話通訳者の派遣その他意思疎通の支援に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項に掲げる施策の実施状況について、ろう者、手話通訳者その他の関係者と意見を交換し、互いに協議して検証するものとする。

(財政措置)

第8条 市は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例

飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)が公布されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の定義に係る規定を改正する必要が生じたため、本案を提出するものである。

飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例

飯塚市国民健康保険条例(平成18年飯塚市条例第149号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市国民健康保険条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金) 第3条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金) 第3条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p>

飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例

飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

第8期飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に伴い、令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の介護保険料を定めるため、本案を提出するものである。

飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例

飯塚市介護保険条例(平成18年飯塚市条例第150号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改め、同項第1号中「39,600円」を「43,020円」に改め、同項第2号中「55,440円」を「64,530円」に改め、同項第3号中「59,400円」を「64,530円」に改め、同項第4号中「71,280円」を「77,430円」に改め、同項第5号中「79,200円」を「86,040円」に改め、同項第6号中「95,040円」を「103,240円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「特別控除額を控除して得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0」を加え、「この項において」を削り、同号イ中「第15号イ又は第16号イ」を「第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第7号中「102,960円」を「111,850円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同号イ中「第15号イ又は第16号イ」を「第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第8号中「118,800円」を「129,060円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同号イ中「第15号イ又は第16号イ」を「第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第9号中「134,640円」を「146,260円」

に改め、同号イ中「第15号イ又は第16号イ」を「第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第10号中「142,560円」を「163,470円」に改め、同号ア中「500万円」を「450万円」に改め、同号イ中「第15号イ又は第16号イ」を「第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第11号中「150,480円」を「172,080円」に改め、同号ア中「600万円」を「500万円」に改め、同号イ中「第15号イ又は第16号イ」を「第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第12号中「158,400円」を「180,680円」に改め、同号ア中「700万円」を「550万円」に改め、同号イ中「第15号イ又は第16号イ」を「第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第13号中「166,320円」を「189,280円」に改め、同号ア中「800万円」を「600万円」に改め、同号イ中「第15号イ又は第16号イ」を「第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第14号中「174,240円」を「197,890円」に改め、同号ア中「950万円」を「650万円」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第15号中「182,160円」を「206,490円」に改め、同号ア中「1,200万円」を「700万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第16号中「190,080円」を「215,100円」に改め、同号ア中「1,800万円」を「750万円」に改め、「に係る部分を除く。）」の次に「、次号イ、第18号イ又は第19号イ」を加え、同項第17号中「198,000円」を「249,510円」に改め、同号を同項第20号とし、同号の前に次の3号を加える。

(17) 次のいずれかに該当する者 223,700円

ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第19号イに該当する者を除く。)

(18) 次のいずれかに該当する者 232,300円

ア 合計所得金額が850万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(19) 次のいずれかに該当する者 240,910円

ア 合計所得金額が900万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

第3条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「23,760円」を「25,810円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「23,760円」を「25,810円」に、「39,600円」を「43,020円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「23,760円」を「25,810円」に、「55,440円」を「60,220円」に改める。

附則に次の4項を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

18 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア、第18号ア又は第19号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。))によるものとし、租税特別措置法」とする。

19 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

20 第18項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

(延滞金の割合の特例)

21 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはそ

の年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の飯塚市介護保険条例第3条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

飯塚市介護保険条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>43,020円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>64,530円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>64,530円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>77,430円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>86,040円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>103,240円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。</u>以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、<u>第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>111,850円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>210万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、<u>第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>129,060円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>320万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 令和2年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>39,600円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>55,440円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>59,400円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>71,280円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>79,200円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>95,040円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、<u>第15号イ又は第16号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>102,960円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、<u>第15号イ又は第16号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>118,800円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>300万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該</p>

当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 146,260円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 163,470円

ア 合計所得金額が450万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 172,080円

ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 180,680円

ア 合計所得金額が550万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 189,280円

ア 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該

当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 134,640円

ア (略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 142,560円

ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 150,480円

ア 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 158,400円

ア 合計所得金額が700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 166,320円

ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該

当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 197,890円

ア 合計所得金額が650万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者 206,490円

ア 合計所得金額が700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。)

(16) 次のいずれかに該当する者 215,100円

ア 合計所得金額が750万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。)

(17) 次のいずれかに該当する者 223,700円

ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第19号イに該当する者を除く。)

(18) 次のいずれにも該当する者 232,300円

ア 合計所得金額が850万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による

当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 174,240円

ア 合計所得金額が950万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者 182,160円

ア 合計所得金額が1,200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(16) 次のいずれかに該当する者 190,080円

ア 合計所得金額が1,800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(19) 次のいずれかに該当する者 240,910円

ア 合計所得金額が900万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(20) 前各号のいずれにも該当しない者 249,510円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,810円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「25,810円」とあるのは、「43,020円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「25,810円」とあるのは、「60,220円」と読み替えるものとする。

附 則

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

18 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア、第18号ア又は第19号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。))によるものとし、租税特別措置法」とする。

19 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

20 第18項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場

(17) 前各号のいずれにも該当しない者 198,000円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,760円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「23,760円」とあるのは、「39,600円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「23,760円」とあるのは、「55,440円」と読み替えるものとする。

合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

(延滞金の割合の特例)

21 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の飯塚市介護保険条例第3条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、人権の擁護等の規定の整備を行い、併せて、関係条例を整理・統合するため、本案を提出するものである。

飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年飯塚市条例第38号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第2節 指定地域密着型介護予防サービスの事業(第8条 第11条)

第3節 指定介護予防支援等の事業(第11条の2 第11条の5)」を

「第2節 指定居宅介護支援等の事業(第7条の2 第7条の5)

第3節 指定地域密着型介護予防サービスの事業(第8条 第11条)

第4節 指定介護予防支援等の事業(第11条の2 第11条の5)」に、

「第11条の8」を「第11条の9」に、「第15条」を「第16条」に改める。

第1条中「及び指定地域密着型介護予防サービス」を「の人員、設備及び運営に関する基準、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第4条に次の2項を加える。

- 4 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条の2を削る。

第5条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型サービス事業者で別表第1第1号に掲げるものは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第2章第3節を第2章第4節とする。

第11条の3に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第11条の4中「第4条の2、」及び「、第4条の2中「指定地域密着型サービス事業者」とあるのは「指定介護予防支援等の事業者」と」を削り、「別表第2第3号」を「別表第2第4号」に、「別表第3第3号」を「別表第3第4号」に改める。

第2章第2節を第2章第3節とする。

第9条に次の2項を加える。

- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第10条中「第4条の2、」を削り、「別表第2第2号」を「別表第2第3号」に、「別表第3第2号」を「別表第3第3号」に改める。

第2章第1節の次に次の1節を加える。

第2節 指定居宅介護支援等の事業

(通則)

第7条の2 法第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項に規定する条例で定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準は、この節の定めるところによる。

(基本方針)

第7条の3 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(準用)

第7条の4 第6条及び第6条の2の規定は、指定居宅介護支援等の事業について準用する。この場合において、第6条中「指定地域密着型サービス事業者は、利用者

に対する指定地域密着型サービス」とあるのは「指定居宅介護支援等の事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援等の事業」と、同条の表中「別表第2第1号」とあるのは「別表第2第2号」と、「別表第3第1号」とあるのは「別表第3第2号」と、第6条の2中「指定地域密着型サービスの事業」とあるのは「指定居宅介護支援等の事業」と読み替えるものとする。

(その他の基準)

第7条の5 この条例に定めるものを除くほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は、法第47条第2項及び第81条第3項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

第2章の2中第11条の8を第11条の9とする。

第11条の7中「第4条の2、」及び「、第4条の2中「指定地域密着型サービス事業者」とあるのは「地域包括支援センター」と」を削り、「別表第2第4号」を「別表第2第5号」に、「別表第3第4号」を「別表第3第5号」に改め、同条を第11条の8とする。

第11条の6の次に次の1条を加える。

(人権の擁護及び虐待の防止)

第11条の7 地域包括支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

第14条 法第79条第2項第1号(法第79条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人(ただし、前条各号に掲げる法人を除く。)である者とする。

別表第2中「(第6条、第10条、第11条の4、第11条の7関係)」を「(第6条、第7条の4、第10条、第11条の4、第11条の8関係)」に改め、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定居宅介護支援等の事業

サービスの種別	整備しておくべき記録
ア 指定居宅介護支援等の事業	(ア) 居宅サービス計画 (イ) アセスメントの結果の記録 (ウ) サービス担当者会議等の記録 (エ) モニタリングの結果の記録

別表第3中「(第6条、第10条、第11条の4、第11条の7関係)」を「(第6条、第7条

の4、第10条、第11条の4、第11条の8関係)」に改め、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定居宅介護支援等の事業

サービスの種別	整備しておくべき記録
ア 指定居宅介護支援等の事業	(ア) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 (イ) 利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市への通知に係る記録 a 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 b 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (ウ) 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録 (エ) 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(飯塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の廃止)

2 飯塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例(平成30年飯塚市条例第12号)は、廃止する。

飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 介護サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1節 指定地域密着型サービスの事業(第3条 第7条)</p> <p>第2節 指定居宅介護支援等の事業(第7条の2 第7条の5)</p> <p>第3節 指定地域密着型介護予防サービスの事業(第8条 第11条)</p> <p>第4節 指定介護予防支援等の事業(第11条の2 第11条の5)</p> <p>第2章の2 地域包括支援センター(第11条の6 第11条の9)</p> <p>第3章 指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員(第12条)</p> <p>第4章 指定地域密着型サービス事業者等の指定の欠格事由に関する事項(第13条 第16条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づき、飯塚市における指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援(以下「指定介護予防支援等」という。))の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員並びに指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の欠格事由に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第2章 介護サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1節 指定地域密着型サービスの事業</p> <p>(通則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 介護サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1節 指定地域密着型サービスの事業(第3条 第7条)</p> <p>第2節 指定地域密着型介護予防サービスの事業(第8条 第11条)</p> <p>第3節 指定介護予防支援等の事業(第11条の2 第11条の5)</p> <p>第2章の2 地域包括支援センター(第11条の6 第11条の8)</p> <p>第3章 指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員(第12条)</p> <p>第4章 指定地域密着型サービス事業者等の指定の欠格事由に関する事項(第13条 第15条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づき、飯塚市における指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援(以下「指定介護予防支援等」という。))の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員並びに指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の欠格事由に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第2章 介護サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第1節 指定地域密着型サービスの事業</p> <p>(通則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

4 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第5条 (略)

2 指定地域密着型サービス事業者で別表第1第1号に掲げるものは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(サービス提供に関する記録の整備)

第6条 (略)

(暴力団関係者の排除)

第6条の2 (略)

(その他の基準)

第7条 (略)

第2節 指定居宅介護支援等の事業

(通則)

第7条の2 法第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項に規定する条例で定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準は、この節の定めるところによる。

(基本方針)

第7条の3 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居

(人権の擁護及び虐待の防止)

第4条の2 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第5条 (略)

(サービス提供に関する記録の整備)

第6条 (略)

(暴力団関係者の排除)

第6条の2 (略)

(その他の基準)

第7条 (略)

宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第18条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(準用)

第7条の4 第6条及び第6条の2の規定は、指定居宅介護支援等の事業について準用する。この場合において、第6条中「指定地域密着型サービス事業者は、利用者に対する指定地域密着型サービス」とあるのは「指定居宅介護支援等の事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援等の事業」と、同条の表中「別表第2第1号」とあるのは「別表第2第2号」と、「別表第3第1号」とあるのは「別表第3第2号」と、第6条の2中「指定地域密着型サービスの事業」とあるのは「指定居宅介護支援等の事業」と読み替えるものとする。

(その他の基準)

第7条の5 この条例に定めるものを除くほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は、法第47条第2項及び第81条第3項の規定に基づく厚生労働省令の定めるところによる。

第3節 指定地域密着型介護予防サービスの事業

(通則)

第8条 (略)

(基本方針)

第9条 (略)

2・3 (略)

- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービス

第2節 指定地域密着型介護予防サービスの事業

(通則)

第8条 (略)

(基本方針)

第9条 (略)

2・3 (略)

を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(準用)

第10条 第5条、第6条及び第6条の2の規定は、指定地域密着型介護予防サービスの事業について準用する。この場合において、第5条中「指定地域密着型サービス事業者で別表第1第1号」とあるのは「指定地域密着型介護予防サービス事業者で別表第1第2号」と、第6条中「指定地域密着型サービス事業者は、利用者に対する指定地域密着型サービス」とあるのは「指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者に対する指定地域密着型介護予防サービス」と、同条の表中「別表第2第1号」とあるのは「別表第2第3号」と、「別表第3第1号」とあるのは「別表第3第3号」と、第6条の2中「指定地域密着型サービスの事業」とあるのは「指定地域密着型介護予防サービスの事業」と読み替えるものとする。

(その他の基準)

第11条 (略)

第4節 指定介護予防支援等の事業

(通則)

第11条の2 (略)

(基本方針)

第11条の3 (略)

2~4 (略)

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(準用)

第11条の4 第6条及び第6条の2の規定は、指定介護予防支援等の事業について準用する。この場合において、第6条中「指定地域密着型サービス事業者は、利用者に対する指定地域密着型サービス」とあるのは「指定介護予防支援等の事業者は、利用者に対する指定介護予防支援等の事業」と、同条の表中「別表第2第1号」とあるのは「別表第2第4号」と、「別表第3第1号」とあるのは「別表第3第4号」と、第6条の2中「指定地域密着型サービスの事業」とあるのは「指定介護予防支援等の事業」と読み替えるものとする。

(その他の基準)

(準用)

第10条 第4条の2、第5条、第6条及び第6条の2の規定は、指定地域密着型介護予防サービスの事業について準用する。この場合において、第5条中「指定地域密着型サービス事業者で別表第1第1号」とあるのは「指定地域密着型介護予防サービス事業者で別表第1第2号」と、第6条中「指定地域密着型サービス事業者は、利用者に対する指定地域密着型サービス」とあるのは「指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者に対する指定地域密着型介護予防サービス」と、同条の表中「別表第2第1号」とあるのは「別表第2第2号」と、「別表第3第1号」とあるのは「別表第3第2号」と、第6条の2中「指定地域密着型サービスの事業」とあるのは「指定地域密着型介護予防サービスの事業」と読み替えるものとする。

(その他の基準)

第11条 (略)

第3節 指定介護予防支援等の事業

(通則)

第11条の2 (略)

(基本方針)

第11条の3 (略)

2~4 (略)

(準用)

第11条の4 第4条の2、第6条及び第6条の2の規定は、指定介護予防支援等の事業について準用する。この場合において、第4条の2中「指定地域密着型サービス事業者」とあるのは「指定介護予防支援等の事業者」と、第6条中「指定地域密着型サービス事業者は、利用者に対する指定地域密着型サービス」とあるのは「指定介護予防支援等の事業者は、利用者に対する指定介護予防支援等の事業」と、同条の表中「別表第2第1号」とあるのは「別表第2第3号」と、「別表第3第1号」とあるのは「別表第3第3号」と、第6条の2中「指定地域密着型サービスの事業」とあるのは「指定介護予防支援等の事業」と読み替えるものとする。

(その他の基準)

第11条の5 (略)

第2章の2 地域包括支援センター

(通則)

第11条の6 (略)

(人権の擁護及び虐待の防止)

第11条の7 地域包括支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(準用)

第11条の8 第6条及び第6条の2の規定は、地域包括支援センターについて準用する。この場合において、第6条中「指定地域密着型サービス事業者は、利用者に対する指定地域密着型サービス」とあるのは「地域包括支援センターは、利用者に対する包括的支援事業」と、同条の表中「別表第2第1号」とあるのは「別表第2第5号」と、「別表第3第1号」とあるのは「別表第3第5号」と、第6条の2中「指定地域密着型サービスの事業」とあるのは「包括的支援事業」と読み替えるものとする。

(その他の基準)

第11条の9 (略)

第3章 指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員

第12条 (略)

第4章 指定地域密着型サービス事業者等の指定の欠格事由に関する事項

第13条 (略)

第14条 法第79条第2項第1号(法第79条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人(ただし、前条各号に掲げる法人を除く。)である者とする。

第15条・第16条 (略)

別表第1 (略)

別表第2(第6条、第7条の4、第10条、第11条の4、第11条の8関係)

(1) (略)

(2) 指定居宅介護支援等の事業

サービスの種別	整備しておくべき記録
ア 指定居宅介護支援等の事業	(ア) 居宅サービス計画
	(イ) アセスメントの結果の記録
	(ウ) サービス担当者会議等の記録
	(エ) モニタリングの結果の記録

第11条の5 (略)

第2章の2 地域包括支援センター

(通則)

第11条の6 (略)

(準用)

第11条の7 第4条の2、第6条及び第6条の2の規定は、地域包括支援センターについて準用する。この場合において、第4条の2中「指定地域密着型サービス事業者」とあるのは「地域包括支援センター」と、第6条中「指定地域密着型サービス事業者は、利用者に対する指定地域密着型サービス」とあるのは「地域包括支援センターは、利用者に対する包括的支援事業」と、同条の表中「別表第2第1号」とあるのは「別表第2第4号」と、「別表第3第1号」とあるのは「別表第3第4号」と、第6条の2中「指定地域密着型サービスの事業」とあるのは「包括的支援事業」と読み替えるものとする。

(その他の基準)

第11条の8 (略)

第3章 指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員

第12条 (略)

第4章 指定地域密着型サービス事業者等の指定の欠格事由に関する事項

第13条 (略)

第14条・第15条 (略)

別表第1 (略)

別表第2(第6条、第10条、第11条の4、第11条の7関係)

(1) (略)

(3)～(5) (略)

別表第3(第6条、第7条の4、第10条、第11条の4、第11条の8関係)

(1) (略)

(2) 指定居宅介護支援等の事業

サービスの種別	整備しておくべき記録
ア 指定居宅介護支援等の事業	(ア) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 (イ) 利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市への通知に係る記録 a 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させた と認められるとき。 b 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 (ウ) 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録 (エ) 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(3)～(5) (略)

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(飯塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の廃止)
- 飯塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例(平成30年飯塚市条例第12号)は、廃止する。

(2)～(4) (略)

別表第3(第6条、第10条、第11条の4、第11条の7関係)

(1) (略)

(2)～(4) (略)

飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例

飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

飯塚市地方卸売市場の移転に伴い、位置及び市場使用料を改めるため、本案を提出するものである。

飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例

飯塚市地方卸売市場条例(平成18年飯塚市条例第185号)の一部を次のように改正する。

第2条中「菰田西3丁目6番1号」を「有安958番地18」に改める。

第54条第2項中「別表第3及び別表第4のとおりとし、別表第3の使用料については月単位で、別表第4の使用料については年単位で徴収する」を「別表第3に規定する金額の範囲内において規則で定める」に改め、同条第5項を削り、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3(第54条関係)

種別		面積	金額
青果部	卸売業者市場使用料		卸売金額(消費税額を含まない。)の1,000分の3に100分の110を乗じて得た額
	卸売業者青果棟使用料	11,007.31 m ²	1月につき 2,217,710円

	卸売業者管理棟使用料	724.96m ²	1月につき 311,520円
	買受人倉庫使用料(1)-1	16.50m ²	1月につき 8,470円
	買受人倉庫使用料(1)-2	49.50m ²	1月につき 25,520円
	買受人倉庫使用料(1)-3	33.00m ²	1月につき 16,940円
	買受人倉庫使用料(1)-4	66.00m ²	1月につき 33,990円
	買受人倉庫使用料(2)-1	386.40m ²	1月につき 167,860円
	買受人倉庫使用料(2)-2	257.60m ²	1月につき 111,870円
	買受人倉庫使用料(3)-1	80.50m ²	1月につき 36,300円
	買受人倉庫使用料(3)-2	79.00m ²	1月につき 35,640円
	買受人事務所使用料	267.23m ²	1月につき 112,640円
花き部	卸売業者市場使用料		卸売金額(消費税額を含まない。)の1,000分の2に100分の110を乗じて得た額
	卸売業者花き棟使用料	771.55m ²	1月につき 430,870円
	卸売業者管理棟使用料	177.83m ²	1月につき 101,200円
	買受人事務所使用料	20.38m ²	1月につき 11,000円
附属 営業 人	施設使用料A	48.52m ²	1月につき 18,810円
	施設使用料B	46.67m ²	1月につき 18,150円
	施設使用料C	77.70m ²	1月につき 30,140円
	施設使用料D	72.15m ²	1月につき 28,050円
	施設使用料E	38.52m ²	1月につき 14,960円
調理室使用料		120.99m ²	1室1時間につき 640円

別表第4を削る。

附 則

この条例は、令和3年5月3日から施行する。

飯塚市地方卸売市場条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(地方卸売市場の名称、位置) 第2条 市場の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 飯塚市地方卸売市場 位置 飯塚市有安958番地18 (市場施設の使用料) 第54条 (略) 2 前項の使用料は、別表第3に規定する金額の範囲内において規則で定める。 3・4 (略) 5~7 (略)</p>	<p>(地方卸売市場の名称、位置) 第2条 市場の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 飯塚市地方卸売市場 位置 飯塚市菰田西3丁目6番1号 (市場施設の使用料) 第54条 (略) 2 前項の使用料は、別表第3及び別表第4のとおりとし、別表第3の使用料については月単位で、別表第4の使用料については年単位で徴収する。 3・4 (略) 5 使用料について年及び月の中途から使用した場合における計算の方法は、市長が定める。 6~8 (略)</p>

別表第3(第54条関係)

種別		面積	金額
青果部	卸売業者市場使用料		卸売金額(消費税額を含まない。)の1,000分の3に100分の110を乗じて得た額
	卸売業者青果棟使用料	11,007.31m ²	1月につき 2,217,710円
	卸売業者管理棟使用料	724.96m ²	1月につき 311,520円
	買受人倉庫使用料(1)-1	16.50m ²	1月につき 8,470円
	買受人倉庫使用料(1)-2	49.50m ²	1月につき 25,520円
	買受人倉庫使用料(1)-3	33.00m ²	1月につき 16,940円
	買受人倉庫使用料(1)-4	66.00m ²	1月につき 33,990円
	買受人倉庫使用料(2)-1	386.40m ²	1月につき 167,860円
	買受人倉庫使用料(2)-2	257.60m ²	1月につき 111,870円
	買受人倉庫使用料(3)-1	80.50m ²	1月につき 36,300円
	買受人倉庫使用料(3)-2	79.00m ²	1月につき 35,640円
	買受人事務所使用料	267.23m ²	1月につき 112,640円
	花き部	卸売業者市場使用料	
卸売業者花き棟使用料		771.55m ²	1月につき 430,870円
卸売業者管理棟使用料		177.83m ²	1月につき 101,200円
買受人事務所使用料		20.38m ²	1月につき 11,000円
附属営業人	施設使用料A	48.52m ²	1月につき 18,810円
	施設使用料B	46.67m ²	1月につき 18,150円
	施設使用料C	77.70m ²	1月につき 30,140円
	施設使用料D	72.15m ²	1月につき 28,050円
	施設使用料E	38.52m ²	1月につき 14,960円
調理室使用料	120.99m ²	1室1時間につき 640円	

附 則

この条例は、令和3年5月3日から施行する。

別表第3(第54条関係)

種別		面積	金額
青果部	卸売業者市場使用料		卸売金額(消費税額を含まない。)の1,000分の3に100分の110を乗じて得た額
	卸売業者卸売場使用料	6,030m ²	1月につき 194,330円
	卸売業者事務所使用料	1,393.42m ²	1月につき 288,220円
	卸売業者倉庫使用料(1)	323m ²	1月につき 26,890円
	卸売業者倉庫使用料(2)	264.59m ²	1月につき 91,380円
	卸売業者保冷库使用料	49m ²	1月につき 41,050円
	卸売業者果実野菜冷蔵庫使用料	292m ²	1月につき 208,410円
	買受人倉庫使用料(1)	285m ²	1月につき 33,030円
	買受人倉庫使用料(2)	112m ²	1月につき 42,130円
	買受人倉庫使用料(3)	455.62m ²	1月につき 252,450円
	買受人倉庫使用料(4)	439.29m ²	1月につき 346,260円
花き部	買受人倉庫使用料(5)	183.42m ²	1月につき 143,950円
	買受人事務所使用料	153.46m ²	1月につき 66,970円
	卸売業者市場使用料		卸売金額(消費税額を含まない。)の1,000分の2に100分の110を乗じて得た額
附属営業人施設使用料	施設A(青果部)	906m ²	1月につき 1m ² 当たり630円
	施設B(青果部)	232m ²	1月につき 89,590円
	施設C(青果部)	56.7m ²	1月につき 34,120円
	施設D(青果部)	56.7m ²	1月につき 34,120円
	施設E(青果部)	56.7m ²	1月につき 34,120円

別表第4(第54条関係)

種別	単位	期間	使用料	適用
広告板	1枚	1年	20,950円	高さ1.8m×幅3.6m

市道路線の認定

次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和3年3月4日提出

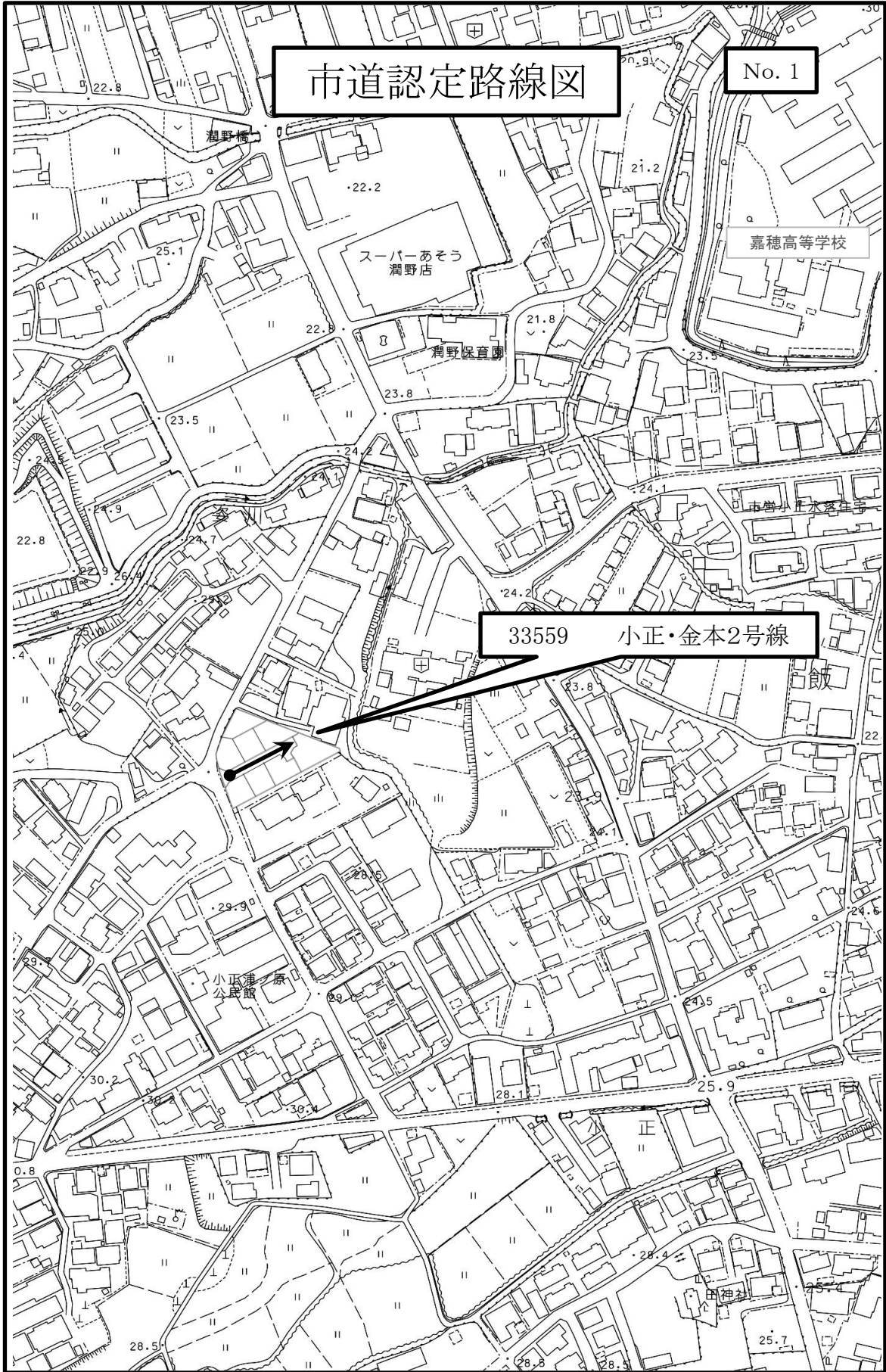
飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議決を求めるものである。

市道認定路線明細

一連 番号	路線 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	図面 番号
1	33559	小正・金本2号線	小正 471-4 地先	小正 471-13 地先	6.7	43.9	No.1
				合 計		43.9	



市道認定路線図

No. 1

33559 小正・金本2号線

専決処分報告(支払督促申立てに対する異議申立て(市営住宅使用料等請求事件))

令和3年2月12日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な訴えの提起について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年3月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠

市営住宅使用料等請求事件

1 事件の概要及び処理方針

松本住宅居住の1名(20月463,920円滞納)については、長期間市営住宅使用料等を滞納し、催告にもかかわらず一部しか納入せず、また、協議のための呼出しにも応じない。

このため、滞納市営住宅使用料等の支払を求めて、飯塚簡易裁判所に支払督促の申立てを行った。

この支払督促に対し、相手方が督促異議の申立てを行ったため、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定により、支払督促の申立ての時に本市が訴えの提起をしたものとみなされ、訴訟手続に移行したものである。

2 被告に対する請求

- (1) 未払市営住宅使用料等の支払
- (2) 訴訟費用(当該裁判に係る諸費用)の支払

令和元年度児童虐待に関する状況の報告

飯塚市の子どもをみんなで守る条例(平成30年飯塚市条例第43号)第28条の規定に基づき、令和元年度における児童虐待に関する状況を別紙のとおり報告する。

令和3年3月4日提出

飯塚市長 片 峯 誠